

宮城県新しい公共支援事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1 新しい公共支援事業（以下「支援事業」という。）を官民協働の取組として円滑かつ適切に実施するため、内閣府政策統括官（社会システム担当）から知事に通知された新しい公共支援事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に即し、宮城県新しい公共支援事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援事業に関する基本方針、事業計画及び成果目標等の検討

(2) 次に掲げる具体の支援事業の内容及び実施方法等の検討

イ NPO等の活動基盤整備のための支援事業

ロ 寄附募集支援事業

ハ 融資利用の円滑化のための支援事業

ニ つなぎ融資への利子補給支援事業

ホ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

ヘ 共通事務に関する事業（委員会及び事務局の運営等に関するものを除く。）

(3) 各支援事業に係る支援の申請及び提案の審査等

(4) 各支援事業に係る進捗状況の把握及び評価

(5) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等

(6) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応

(7) 前各号に掲げるもののほか、支援事業の推進に必要な事項

(委員)

第3 委員会の構成員（以下「委員」という。）は、宮城県環境生活部長（以下「部長」という。）が事業実施要領を踏まえて別に定める。

2 委員の任期は、部長が別に定めた日から平成25年9月30日までとする。

3 部長は、委員に欠員が生じたとき又は増員が必要なときは、後任等の委員を別に定めることができる。

(座長及び副座長)

第4 委員会に座長及び副座長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、委員会の会議を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 部長は、必要に応じ、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 会議は、透明性、公平性を確保する観点から原則として公開で行う。

3 委員会は、必要に応じ、会議への委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができ

る。

- 4 委員は、利害関係にある案件に関しては、議決に加わらないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、委員会が決める。
(議事録等)

第6 委員会は、会議の議事に関し、次の事項を記録した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

- 2 委員会は、会議の議事録及び配付資料を公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利・利益を害するおそれがある場合その他委員会が特に理由があると認めた場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。